

令和7年1月29日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-F-001	データ通信用SIMカードの借上及び通信料	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年2月28日（金）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月26日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

仕様書			
件 名	データ通信用SIMカードの借上及び通信料	作成年月日	令和7年1月17日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省内部部局で使用するデータ通信用SIMカード（固有のID番号が割り振られている通信用カード）の借上について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書にある「支出負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官又は契約担当官及びその補助者のことをいう。

2 製品に関する要求

2.1 防衛省中央OAネットワーク・システム用

- a) SIMフリーWi-Fiルータ（NETGEAR AC797 等）で動作すること。
- b) SIMカードのサイズはmicroSIM（15×12mm）であること。
- c) 1ヶ月当たりのデータ容量及び枚数は、**表1**のとおり。

表1

番号	1ヶ月当たりのデータ容量	枚数
1	20GB以上	116枚

2.2 内局情報共有タブレット用

- a) Apple 製 iPad Pro（12.9 インチ，SIMフリーモデル）及び iPad（9.7 インチ，SIMフリーモデル）で動作すること。
- b) SIMカードのサイズはnanoSIM（12.3×8.8mm）であること。
- c) 1ヶ月当たりのデータ容量及び枚数は、**表2**のとおり。

表2

番号	1ヶ月当たりのデータ容量	枚数
1	5GB以上	27枚
2	10GB以上	42枚

2.3 事案対処・RMF 監査用

- a) SIMフリーWi-Fiルータ（NEC製 A t r e m MR05LN 等）で動作すること。
- b) SIMカードのサイズはn a n o S I M（12.3×8.8mm）であること。
- c) 1ヶ月当たりのデータ容量及び枚数は、表3のとおり。

表3

番号	1ヶ月当たりのデータ容量	枚数
1	5GB以上	3枚

2.4 内局情報共有タブレット用ルータ

- a) SIMフリーWi-Fiルータ（富士ソフト製 F S O 4 0 W M B 1 等）で動作すること。
- b) SIMカードのサイズはn a n o S I M（12.3×8.8mm）であること。
- c) 1ヶ月当たりのデータ容量及び枚数は、表4のとおり。

表4

番号	1ヶ月当たりのデータ容量	枚数
1	20GB以上	100枚

2.5 防衛省人事・給与情報システム用

- a) SIMフリーWi-Fiルータ（富士ソフト製 F S O 4 0 W M B 1 等）で動作すること。
- b) SIMカードのサイズはn a n o S I M（12.3×8.8mm）であること。
- c) 1ヶ月当たりのデータ容量及び枚数は、表5のとおり。

表5

番号	1ヶ月当たりのデータ容量	枚数
1	20GB以上	20枚

2.6 国会オンラインレク用

- a) SIMフリーWi-Fiルータ（NEC製 A t r e m MR51FN 等）で動作すること。
- b) SIMカードのサイズはn a n o S I M（12.3×8.8mm）であること。
- c) 1ヶ月当たりのデータ容量及び枚数は、表6のとおり。

表 6

番号	1ヶ月当たりのデータ容量	枚数
1	20GB以上	5枚

2.7 回線の種類

- a) 2.1～2.5 の回線の種類は docomo であること。
- b) 2.6 の回線の種類は au であること。

2.8 共通事項

- a) 音声通話及びSMSが使用できないこと。
- b) 余ったデータ容量は翌月に繰越し、繰越したデータ容量から使用できること。
- c) 各SIMの使用状況を確認できること。
- d) 使用期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。

3 納入場所

以下に示す箇所に納入すること。なお、郵送も可能とするが、郵送料は契約相手方の負担とする。

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省整備計画局サイバー整備課（68号館2階）

4 検査

検査は、この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5 その他

- a) 本仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。
- b) 使用期間終了後、必要であれば借上げたSIMカードは返却する。